

小美玉市教育大綱（案）

（平成 27 年度～平成 29 年度）

【基本方針】

未来を担う子どもたちの個性を生かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、子どもからお年寄りまですべての市民が、質の高い文化を享受でき、いつでもどこでも学んだり、スポーツに取り組んだりできるまちづくりを進めることにより、個性豊かな教育・文化のまちづくりを目指します。

【基本施策】

① 学校教育の充実

幼児・児童・生徒の豊かな心と個性・創造性を育み、確かな学力の定着と健康の保持・体力の増進を目指し、地域の特色を生かした教育を展開します。

また、関係機関との連携を図りながら、いじめや不登校、児童虐待などへの対応や家庭教育の充実を図るとともに、登下校時の安全対策を推進します。

さらに、食育を通じて、食への理解を促進するとともに、地域の農産物などを活用した安全でおいしい給食の提供に努め、併せて学校給食施設の合理的な運営を図ります。

学校施設などについては、良好な教育環境が維持できるよう耐震改修や学校の規模・配置の適正化を含めた整備を図ります。

② 生涯学習の充実

市民誰もが生涯を通じて、いつでもどこでも気軽に学習できる環境づくりを目指し、生涯学習活動の拠点施設となる公民館・図書館などの充実を図るとともに、施設のネットワーク化を図ります。

また、市民の多様なニーズに対応した各種講座の開設や団体・指導者の育成など、生涯学習活動の充実を図ります。

③ 芸術・文化の振興

市民誰もが使いやすく，気軽に芸術・文化に触れることができるよう，文化施設の連携と機能分担を図り，市民が主体的に参加できる「場」と「機会」の提供に努めます。

さらに，文化団体などの育成・支援に努めるとともに，市民が一体となって参加できるような芸術文化交流事業を推進します。

また，地域文化を次世代に残すため，文化財の保護や伝統芸能の継承に努めます。

④ スポーツ・レクリエーションの振興

市民誰もがスポーツ・レクリエーションに親しみ，健康でいきいきと暮らせるよう，施設の整備・充実を図ります。

また，市民の一体化を図るため，全市民が参加できるイベントやスポーツ交流を実施するとともに，地域ぐるみのスポーツ活動の積極的な支援に努めます。

さらに，市民が主体的に運営に参加する総合型地域スポーツクラブの活動の支援を推進します。

⑤ 青少年の健全育成

青少年の社会参加の促進，自立支援に努めるとともに，家庭・地域・行政の連携により，青少年が健全に過ごせる地域づくりや，放課後の子どもの居場所づくりを推進します。

また，青少年育成組織への支援を図るとともに，青少年リーダーの育成に努めます。

大綱の策定について

(法第1条の3第1項抜粋)

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

1. 大綱の概要及び定義

- ① 首長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。（詳細な取り組みを策定するものではない）
- ② 教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて策定する。
- ③ 大綱の策定、変更にあたっては、総合教育会議において協議が必要。
- ④ 大綱は公表しなければならない。
- ⑤ 対象とする期間は、4年～5年程度を想定。（首長の任期4年、国の教育振興基本計画の期間5年）
- ⑥ 大綱の策定は、首長に対し教育委員会の職務権限に属する事務の管理・執行する権限を与えるものではない。

教育委員会は、法改正後も引き続き執行機関であるので、教育委員会の所管に属する事務については、大綱に記載された事項を含め、自らの権限と責任において、管理執行すべきものである。

2. 大綱の記載事項等

- ① 首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針。

(例：学校の耐震化，学校の統廃合，少人数教育の推進，総合的な放課後対策，幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等)

- ② 大綱は，教育行政における地域住民の意向をより反映させる等の観点から，首長が策定する。(総合教育会議において，十分に協議・調整を尽くすことが肝要。)
- ③ 協議・調整のうえ，調整がついた事項を大綱に記載した場合，首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかる。(目標を達成できなかった場合でも尊重義務違反には該当しない。)
- ④ 首長が，教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載しても，教育委員会には尊重する義務はない。調整のついていない事項の執行は教育委員会が判断する。

3. 教育振興基本計画，その他の計画との関係

- ① 地方公共団体の教育振興基本計画や総合計画で，教育行政の方針が示されている場合，当該計画をもって大綱に代えることと総合教育会議において判断した場合には，別途，大綱の策定の必要はない。
- ② 新たな首長が就任し，新たな大綱を定めた場合において，内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときは，新たな大綱に即した計画に変更することが望ましい。

第6章 個性豊かな教育・文化のまち

1. 学校教育の充実

1. 幼児教育の推進
2. 確かな学力を身に付けさせるための教育の推進
3. 豊かな心を育む教育の推進
4. 健やかな体を育む教育の推進
5. 社会の変化に適切に対応できる教育の推進
6. 開かれた学校づくりの推進
7. 教育施設整備の推進

2. 生涯学習の充実

1. 生涯学習活動の推進
2. 生涯学習環境の充実
3. 人材バンクの活用と指導者の養成
4. 公民館活動の充実
5. 図書館の充実

3. 芸術・文化の振興

1. 芸術文化に触れる機会の充実
2. 芸術文化団体への支援と市民協働の推進
3. 施設の活性化
4. 文化財の保護と活用
5. 史料館活動の充実

4. スポーツ・レクリエーションの振興

1. スポーツ活動の場と機会の充実
2. 指導者・スポーツ団体の育成
3. スポーツ施設の整備・充実

5. 青少年の健全育成

1. 青少年健全育成地域体制の強化
2. 家庭・地域の環境づくり
3. 相談体制の整備充実
4. 社会参加の促進
5. 放課後子ども教室の推進